

諮詢序：北九州市長

諮詢日：令和 7 年 6 月 2 日（諮詢第 86 号）

答申日：令和 7 年 1 月 26 日（答申第 86 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

北九州市長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 7 年 1 月 6 日付け個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った「高位脛骨骨切り術の同意書に記載皆無の腓骨を 2 cm 体外に摘出し骨格を損壊した蛮行の犯行を同意手術と主張している法的根拠と医学的根拠」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、令和 7 年 1 月 20 日付け北九保健地第 1170 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求の趣旨としては、傷害罪の自供、刑事事件なので承継を理由にできない。
- (2) 審査請求の理由としては、正当な理由なく危害を加え修復不可能な蛮行で、遺棄放置している。計画的凶行で廃人にされた説明責任の開示（腓骨をノコギリで 2 cm 体外摘出）を求める。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求書の審査請求の趣旨及び理由から、審査請求人は処分庁が本件保有個人情報を保有している旨主張していると思われる。
- (2) 法第 60 条第 1 項は、「この章及び第八章において『保有個人情報』とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人

情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。・・・」と定めている。

- (3) また、開示義務を定める法第 78 条第 1 項は、「行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報・・・を開示しなければならない。」としている。

以上のことから、保有していない保有個人情報については、開示義務の対象ではない。

- (4) そして、開示請求に対する措置を定める法第 82 条第 1 項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」とし、「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」は、開示しない旨、すなわち不開示決定をし、開示請求者に通知することとしている。

- (5) 本件処分の通知書において示した理由のとおり、処分庁は本件保有個人情報を保有していない。

- (6) なお、本件開示請求の内容から推測するに、本件請求文書は、審査請求人が北九州市立医療センターで受けた医療行為に関する情報と思われるが、北九州市立医療センターの運営は平成 31 年 4 月 1 日に北九州市から地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）へ移行している。

そのため、病院機構の設立時までに北九州市が保有していた権利及び義務は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 66 条第 1 項の規定により、病院機構が承継しており、このことは、審査請求人に対しても複数回、教示済である。

2 結論

よって、原処分は適法であるから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 7 年 6 月 2 日 諒問の受付
- ② 令和 7 年 8 月 1 日 審議
- ③ 令和 7 年 10 月 6 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 7 年 11 月 20 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 7 年 12 月 22 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、「高位脛骨骨切り術の同意書に記載皆無の腓骨を 2 cm 体外に摘出し骨格を損壊した蛮行の犯行を同意手術と主張している法的根拠と医学的根拠」である。
- (2) 当審査会において、審査請求人が平成 24 年 8 月に、当時の北九州市病院局が所管する市立医療センターで手術を受けていることを確認できたが、医療センターの運営は、平成 31 年 4 月 1 日に北九州市より病院機構へ移行し、病院機構の設立時までに北九州市が有していた権利及び義務は、地方独立行政法人法第 66 条第 1 項の規定により、病院機構が承継したことが認められる。
- (3) 上記承継手続きについては、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 18 条に基づき、北九州市議会平成 30 年 12 月議会に「地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について」と題する議案が提出され、議決を経ている。
 - ①土地 医療センター等敷地、八幡病院敷地等、旧八幡病院敷地の一部
 - ②建物 医療センター等建物、八幡病院建物等、旧八幡病院建物の一部
 - ③その他 法人設立日（平成 31 年 4 月 1 日）の前日に、北九州市病院事業（医療センター、八幡病院、看護専門学校に係るものに限る）に係る公有財産、物品及び債権
- (4) 本件保有個人情報を平成 24 年に審査請求人が医療センターで受けた医療行為に関するカルテや同意書等の文書と解した場合、これらの文書は、上記(3)③の他の「物品」に該当する。
- (5) この場合、当該文書については、平成 31 年 4 月 1 日付で医療センターから病院機構へ承継されたことから、処分庁は保有しておらず、他に本件保有個人情報足りうる情報について、処分庁が保有していることがうかがえる事情も存しない。
- (6) 以上から、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

3　まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子